

イギリス十八世紀の地主家族における女性と財産 鶴川 馨

はじめに

十九世紀の文豪、ウィリアム・マイクピース・サッカレーの歴史小説『バリー・リンドン卿の回想録』がスタンリー・キューブリック監督によって一九七五年に映画化され、我が国でも上映され、評判になったことがあった。⁽¹⁾この映画はその細部において、必ずしも原作に忠実であったとはいえないが、十八世紀後半におけるイングランド社会のイメージを映像化する上では特異のものであり、華麗であり、幻想的であり、耽美的であり、また類魔的であり、さらに標記の主題に関わっては、実に見事な事例研究の素材を提供しているように思われる。

この映画の主人公のレッドモンド・バリー (Redmond Barry) は、アイルランドの片田舎の名門ではあるが貧しい家の出身で、幼くして父親を亡くし、母親に育てられたが、事件を起こし、故

郷を出奔し、心ならずも七年戦争に従軍した。大陸ではイギリス軍から脱走したものの、プロイセンの傭兵として働く羽目になり、やがて、ベルリンでいかさま賭博師の叔父のシェバリエ・バリバ (The Chevalier de Bahibar) と出会う。二人は追放同然にベルリンを脱出し、ヨーロッパ中の宮廷をいかさま賭博で荒らし、主人公のレッドモンドは酒と女、そして、賭博に現を抜かず生活のうちに、財を為したのである。

やがて、主人公のレッドモンドは、うら若きリンドン夫人 (Lady Lyndon) を見染め、その巨額の資産に引かれる。彼女は、イングランドでは、リンドンの伯爵 (Countess of Lyndon) であり、バリンダンの子爵 (Vice-Countess of Bullingdon) でもあり、さらにアイルランドではリンドンの男爵 (Baroness of Lyndon) であり、それぞれの爵位に相応しい領地を有していた。彼女は結婚によってこれらの爵位を得たのではなく、おそらく父親から相続したもので、彼女自身の権利で保持していたとの設定である。

すなわち伯爵夫人、子爵夫人、男爵夫人ではなく、女伯爵、女子爵、女男爵である。

彼女の従兄弟であり、また年上の夫でもあったチャールズ・レヂナルド・リンドン卿(Sir Charles Reginald Lyndon, Knight of Bath)の没後、主人公のレッドモンドはダブリンで喪に服している未亡人に求愛し、ロンドンのハノーヴァ広場にある聖デオージ教会(St. George's, Hanover Square)で結婚式を挙げ、高級住宅街のバークレイ広場(Berkely Square)に邸をかまえる。国王に願ひ出て、バリー家とリンドン家の合体を示すべくバリー・リンドン家(The Barry Lyndon)と名乗ることを許される。この家名が小説の題名ともなっている。

一度結婚に成功した上は、極めて横暴な夫として振る舞うようになる。傍若無人に煙草を吸い酒を飲み、賭博に耽り、女色に溺れるといったふしだらな生活を送り、常に債権者につきまとわれていた。

しかし問題は、リンドン夫人と前夫チャールズ卿との間に嫡男が儲けられ、すでに母親の爵位のひとつバリンドン子爵(Lord Bullington)を名乗っている。従って夫人に万一のことがあれば、全ての財産はこの子のものになる。またバリンドン子爵もこの義父を嫌い、母と義父に対してハムレットのように振舞う。しかし二人の間に嫡男が出生し、ブライアン(Brian)と名付けられ、この子が母親の財産を相続し、レッドモンド自身も妻の財産に対する権利(嫁夫産、後出参照)を主張する可能性がでてくる。さら

に自分の立場を確たるものとすべく主人公のレッドモンドは、賄路を使い、国王に授爵を願ひ出るが、叶わず、さらに下院の議席をも失う。

アメリカの独立戦争を鎮圧する軍隊に従軍したバリンドン子爵の戦死の報に接し、万事が好都合に展開したと思われた矢先に、最愛の子ブライアンが、誕生日の贈り物となる管の馬から落馬して急死する。すべての希望は失われるとともに失意の底に叩き込まれる。そして、この財産目当ての結婚の目論見もすべて水泡に帰した。このような苦境にあたってレッドモンドの母親が、自分の息子の世話を見るだけでなく、リンドン家の所領管理を引き受け、嫁の財産の保全のために尽力しているのが印象的である。

映画の場面で、レッドモンドの母親の傍らで、バリー・リンドンに与える僅かな年金の支払指図書に署名するリンドン夫人のうつろな眼差しが印象的であった。

その後、戦死した管のバリンドン子爵が生還し、バリー・リンドンに復讐し、その結果十九年も獄に繋がれ、獄中でこの回想録が執筆されたと結ばれている。

『バリー・リンドン』は、サッカレイの比較的初期の作品で、当時のボウズ家(The Bowes)をモデルにして、野心のある若者の波乱万丈の放埒な生活を『バリー・リンドン』の幸運」と題して、雑誌に連載されたのであるが、後半では、その悪運が尽き、不運のどん底に落ちて行く様子を執拗に描き、妻の財産が夫の自由にはならず、法律の手続きによって手厚く守られていることがよく描

かれていて、単に、優れた文学作品であるばかりでなく、大いに道徳的教訓を垂れ、さらに法的保護の手続きについても教えている。その法的手続きとは、「婚姻継承財産設定(marriage settlement)」と呼ばれ、十七世紀に地主階級に普及していったのである。以下その骨子と具体例に就いて述べてみよう。

(1) *The Works of William Makepeace Thackeray, with Bibliographical Introductions by his Daughter Lady Ritchie, Volume VII, Memories of Barry Lyndon, Esq., New York: AMS Press, 1968.*

Barry Lyndon, Warner Brothers' Film by Stanley Kubrick, 1975.

一 中世英国社会における女性の権利

中世以来英国における婚姻は、教会法＝カノン・ロー(Canon Law)と市民法(普通法)＝コモン・ロー(Common Law)とによって規制され、十九世紀にいたるまでその基本的関係は変わらなかつたといわれている。そもそも、婚姻はゲルマン民族の慣行に従って行われてきたが、アングロ・サクソン族のキリスト教への改宗を機に、七世紀以降次第に教会が婚姻の問題にかかわりを持つこととなり、結婚が教会の聖奠(sacrament)のひとつに加えられる、聖婚式の式文が十二世紀に確定し、婚姻自体については教会裁判所が、婚姻をめぐる財産上の問題はコモン・ローの裁判所

の管轄するところとなった。

まず、婚姻によって女性の財産、特に不動産についての権利関係は、どのように変わるか述べておこう。⁽²⁾

英国の中世社会において、ケント州のように共同相続、あるいは均分相続をとる場合が認められるが、原則的には貴族層も農民層も嫡男の一子相続であった。アングロ・サクソン時代には末子相続であったらしいが、ノルマン征服(一〇六六年)以降は、長子相続が支配的になる。従って、女子は相続から排除されていた。しかし、嫡出の男子を欠く場合には、女子にも相続が認められていて、特に複数の娘がいる場合には、均分分割相続が行われていた。結婚後夫が死亡し、嫡男が未成年の場合には、その後見権の故に寡婦は夫の財産についても運用することがありうる。例えば十三世紀後半、オーマル伯夫人は、実家のデヴォン伯が戦死し、夫とも死別したために、両伯爵領を領有することになり、その不運の故にイングランド随一の女領主となりえたのである。この未亡人の財産は、国王を始めとして多くの貴族たちの関心のまことなり再婚話が取り沙汰されることにもなる。⁽³⁾上記のリンドン夫人の例も同じである。

農民、手工業者の場合も同様で、寡婦は相続から排除された次三男の結婚の相手となり得て、領主も農民経営の維持のため再婚を勧めている。

結婚前の娘は父親の庇護のもとにあり、財産の所有はありえない。結婚にあたって婚資(dowry)、持参金(marriage portion)

が父親から与えられる。

一度結婚すると、妻には法人格が与えられない。すなわち、「夫と妻とは唯一の人格である」という教会法学者とコモン・ローの法曹家との共通の理解があり、ひとつの肉体にふたつの魂が存在する」という表現に端的に示されるように、婚姻中は、夫人の法的存在は停止し、夫の存在の中には合体的なし統合されるものと理解されたのである。このような理解は聖書に示された婚姻観、すなわち『創造者は初めから人を男と女とに造られ、そして言われた、それゆえに、人は父母を離れ、その妻と結ばれ、ふたりの者は一体となるべきである。』彼等はもはやふたりではなく一体である。だから、神が合わせられものを、人は離してはならない。』(マタイ伝福音書、第十九章、第四～六節)の具現化であり、当時夫と妻との関係を「殿と女(*Baron et femme*)」と呼び、妻は「夫の庇護下にある婦人(*femina cooperata, a femine covert*)」と呼ばれたことから明らかに、当時の社会制度である封建制の擬制として把握されたことも明白である。

さてそれでは、このような理解の上に、コモン・ローは夫婦の財産関係、権利関係についてどのように規定していたのであろうか。以下にその要約を示すことにする。

(1) 妻の物的財産 (real property) (不動産)

妻が婚姻の時点で所有し、あるいは婚姻期間中に所有することとなった土地財産は、婚姻中夫がその土地に対する不動産権 (state) を有し、妻の同意がなくなるとその土地を譲渡するこ

とができた。婚姻によって嫡出の男子が出生すると、夫は「優遇措置にもとづく (by the courtesy) 不動産権 (嫁夫産 (Courtesy of England))」をその生涯にわたって有することとなり、これまた妻の同意を得ることなく処分することができた。これに対し妻は婚姻期間中、夫の同意なしには自分の土地を譲渡することはできなかった。

(2) 妻の人的財産 (personal property) (動産)

動産も夫婦の共有ではなかった。婚姻時に妻の所有していた動産は、夫のものとなり、婚姻期間中妻が権利を得た動産はすべて夫のものとなった。夫の死後に初めて動産と債権に対して権利を主張し得たのである。夫は妻の動産を含めて遺贈することができ、妻は夫の同意がなければ遺贈することさえできなかったし、その同意もいつでも取り消し得るものであった。

(3) 夫の物的財産

寡婦は、夫の死後その生涯にわたって夫の土地財産の三分の一を寡婦産 (dower) として主張することができた。

(4) 夫の人的財産

夫の動産に対して寡婦は全く権利を主張することができなかった。夫は遺言によってすべての動産を妻以外の者に遺贈することができた。この際唯一の例外は、妻の衣服だけであったが、これとても夫の債権者は債権の一部としてこれを取り立てることができた。もう一つの例外は、「妻の特有調度品 (paraphernalia)」と称される宝石、小物、装身具だけであった。これら

も、夫の生前は、夫が処分することができたし、夫の死後は夫の債権の返済の一部に充てられたが、夫の遺贈の対象とする⁽¹⁾とだけは許されなかった。夫が遺言をしないで妻に先立った場合、寡婦は夫の動産の三分の一、夫の相続人を欠く場合にはその二分の一に対し権利を主張することができた。これも夫の債権の支払後に残された動産に限られていた。

(5) 夫の責任

婚姻期間中、夫は婚姻前そして、婚姻中妻が負うた債務と妻の不法行為に対する損害賠償を夫の全財産をもって償わなければならなかった。訴訟に際して夫と妻は共同の被告とならねばならなかった。夫の死によって婚姻が解消された場合、妻は自己の債務について責任を持たなければならなかったが、夫の不動産権を持ってそれを償うことはできず、妻の死によって婚姻が解消された場合には、夫は妻の遺産管財人として妻の財産の範囲のみで責任を負うにとどまった。

(6) 妻の契約

婚姻期間中、妻は単独で契約を結ぶことができなかった。妻は夫の代理人として契約を結ぶことができるに過ぎなかった。以上の要約からも明らかのように、婚姻後の女性は無権利状況におかれている。

(2) Sir Fredric Pollock and Fredric William Maitland.

The History of English Law before the Times of

Edward I, Cambridge: at the University Press, 1895.

1898 (2nd Edition), Vol. II, pp. 364-436. J. H. Baker, *An Introduction to English Legal History*, London: Butterworth & Co., 1971, pp. 255-272. J. ヴィイカー著、小山貞夫訳『イングランド法制史概説』東京：創文社 1975, pp. 330-468. George Casper Homans, *English Villagers of the Thirteenth Century*, Mass.: Harvard University Press, 1941, Chapter XII, 'Trothplight and Wedding', pp. 160-176.

(3) 鶴川馨『中世英国世俗領の研究』東京：未来社、一九六六年、1-12頁。

二 聖婚式文に見られる女性の権利

英国国教会の祈禱書(*The Book of Common Prayer*)に収録された式文中、中世のミサ聖祭の式文は、宗教改革期にプロテスタントの教義に基づいて根本的に書き改められているが、聖婚式の式文はごく最近まで中世のそれと変化がないばかりでなく、儀式の隅々にまでゲルマン民族の、あるいはアングロ・サクソン時代からの儀礼が取り込まれ、キリスト教の教義に基づく宗教的⁽⁴⁾認が与えられている。

聖婚式は二部にわかれていて、第一部は教会堂の至聖所(chancel)の入口で取り行われ、第二部が至聖所内で取り行われる。

第一部は、本来教会堂の外で行われる婚姻契約(betrothal,

marriage covenant)の部分で、第二部が教会堂の中で行われる宗教的聖別、祝福の部分であった。従って、第一部の分析によって、かつての婚姻契約のありかたを推測することができる。

式の開始前に、新郎は立会人とともに、至聖所の入口に立つ司祭の前で花嫁の入堂を待つ。新婦は教会堂の入口から、会衆席の中央通路を父親に伴われて進み、司祭の前に新郎新婦が揃って立ち、式が開始する。

司祭は、まず、この結婚に対し、異議がないかどうかを会衆に質す。次に花婿、花嫁それぞれに結婚の意思があるかを質した上で、司祭は、「この男にめあわすために、この女をわたす者は誰か」と問う。父親は新婦の右手を取り、司祭に渡す。司祭は新婦の右手を新郎に渡す。この儀礼は今日でも守られているが、父親が娘に対する庇護権を新郎に委ねたことを象徴している。そこで新郎と新婦は互いに生涯添い遂げることを誓約する。結婚の意思の確認後、司祭によって祝福された指輪が新郎に手渡される。新郎はその指輪を新婦の左手の無名指にはめ、それを持ちながら司祭に従って次のように言う。すなわち「父と子と聖霊の御名によって、この指輪をもってなんじをめとり、我がものをなんじのものとする。アーメン。」と。式文では、新郎だけがこの儀礼を行うように定められている。現在はその本来の意味が理解されないままに指輪の交換と称して、新婦も同じことを誓うことがある。最初の翻訳である明治十六年の禱文では、「父と子と聖霊の名に於て、我この戒環をもってなんじを娶り、家産を以て汝の物とす。アーメ

ン」とある。いずれにしても、その意味はさだかでない。中世の式文、ソウルズベリー(Salisbury)の式文では、その儀礼の直後に、司祭が「親よ、この黄金(の指輪)と白銀(の銀貨)とは、汝の死にたる後にいたるまで女長らえん時に、寡婦産として、汝の財をば、女に与えんことを示すものなり」と宣言するところから明らかのように、この儀礼は寡婦産の設定を示すものである。

新婦に対する庇護権を委ねられた新郎は、その生涯にわたり新婦を妻として庇護し、その生活を保証する。しかし、夫の死後、家産の三分の一を寡婦産として設定し、妻の生活を保証することを誓約するのである。黄金の指輪とは、その約束の象徴である。今日でも夫の死にあたって妻はその指輪を返す習慣が残っているが、本来は、寡婦産の設定を夫が約した証拠の品として提出され、寡婦産が与えられるのである。ここにもゲルマン法に固有の婚姻契約の履行を担保するものとしての動産質(E. pledge, OE. wædd)を与える儀礼が教会の聖婚式の儀式に取り入れられたのである。従って、wæddという言葉は、将来夫の死後に寡婦産として現実土地の引き渡しを担保するものとして、指輪あるいは銀貨が与えられるのであって、本来は質物、担保を意味したが、やがてこの語は、結婚式に関連して専ら用いられるようになり、wæddという語は結婚するという意味に変わり、本来の保証するということを示す言葉としては、pledgeなる語が用いられるようになった。

(4) Sir F. Pollock & F. W. Maitland, *op. cit.* Vol. II, p.

365. Phrases and ceremonies which belong to this old time

will long be preserved in that curious cabinet of antiquities, the marriage ritual of English Church. *The Book of Common Prayer with additions and Deviations proposed in 1928*, London: Oxford University Press, pp. 298-308. General Rubrics of the Solemnization of Matrimony: 一六六三年の第一祈禱書以来全く変化がない。しかし、最近の改正試案では、かなりの式文の変化が認められる。cf. *The form of Solemnization of Matrimony with Hymns* (Alternative Service, First Series), London: Cambridge University Press, Eyre & Spottiswoode, Oxford University Press, S. P. C. K., 1966. 23pp. 世界中で最も早く祈禱書改正に着手した日本聖公会の改正祈禱書(一九五九年版)の聖婚式の式文は、戦後の民主化を経過した後であったにも拘らず古い式文をそのまま保っている。日本聖公会教務院『日本聖公会祈禱書(救主降世一九五九年改正)』東京:日本聖公会教務院一九五九年、四三三―四四七頁。なお、一九八六年改正の祈禱書では、大きく改訂されている。『日本聖公会改正祈禱書』東京:日本聖公会管区事務所、一九八七年、聖婚式、二九八―三一四頁。

(5) 『耶穌降世千八百八十三年、聖公会禱文、明治十六年、英美宣教師著版(下)』

三 婚姻繼承財産設定

婚姻中の女性は、財産関係からすれば、無権利状況に置かれている。結婚式の誓約によって、女性の庇護が、生前は勿論、死後についても及ぶように定められている。しかし、現実には、妻の利益が侵害されることが多くみられた。近世になっても、夫婦の財産の共有という考えは一般化することはなかったという。十九世紀以降は、制定法によって、妻が自己の財産を自由に処分する権限が与えられるようになるが、それ以前は、「婚姻繼承財産設定」という方策によって妻の財産の処分権が実質的に確立されていた。

十六世紀ともなると、社会機構が変化し、コモン・ローが規制しようとした夫婦の財産上の関係は実情に合わなくなっていた。イングランドでは、法が社会の実情に適合的でなくなった場合、コモン・ローの廃絶という方策ではなく、エクイティ(equity)によって補正する方途がとられた。エクイティとは、バランスを取るという意味で、衡平法と訳されていて、コモン・ローに基づいて審理される裁判所(王座裁判所、民訴裁判所、財務府裁判所)とは別に、大法官府において審理されることになった。衡平法では、夫と妻とは別人格として扱われ、妻のために特有ユース(separate use)という法理論によって、コモン・ロー、妻が財産を所有しえない状況を回避せしめたのである。すなわち、妻がそ

の財産を「単独で独立した使用 (sole and separate use)」しうるように、信託に付して、継承財産に設定する方途である。これによって、婦人が独身であったならば当然有したものと同じ独立的所有権を婚姻後も享受できると、妻を受益者とする信託を強制しえたのである。これは婚姻継承財産設定と呼ばれ、貴族、地主階級の子女の権利を保護することとなった。⁽⁹⁾ 最近の研究では、特に貴族、地主といった上層階級のみでなく、中産の階層によっても広く利用されるようになったことが明らかにされている。

(9) Sir F. Pollock & F. W. Maitland, *op. cit.*, Vol. II, pp. 402-403. またノームの起源については、*The Collected Papers of Fredric William Maitland, Downing Professor of the Laws of England*, ed. by H. A. L. Fisher, Cambridge: at the University Press, 1911, Vol. II, pp. 403-416. J. H. Baker, *op. cit.*, pp. 159, 259-260. 邦訳書 275, 447-448頁。

(10) Amy Louise Erickson, Common law versus common practice: the Use of marriage settlements in early modern England, in: *Economic History Review*, 2nd ser. Vol. XLIII, No. 1, 1990, pp. 21-39.

四 婚姻継承財産設定

——ドロシー・レーンの具体例——

一七六〇年十一月十六日「婚姻継承財産設定」のために作成された「不動産譲渡証書」がある。⁽⁸⁾

イングランド西部デヴォン州の西南地方、プリマスに近くオウトン・ギッフオド (Aveton Giffard) 村の地主レーン家 (The Lanes) に、ドロシー (Dorothy Lane) とメアリー (Mary Lane) の二人の未婚の姉妹がいた。レーン家はオウトン・ギッフオド村の領主であり、同村は素より、周辺の町、村に不動産を所有する裕福な地主で、両親はすでに他界していた。この姉妹の父親は、この村の領主であるとともに、教会教会の牧師 (Rector of the Parish) でもあったように、二人は牧師館 (Rectory) に居住していた。姉のドロシーは、オウトン・ギッフオド村の新任牧師のシモナイマ・デューズ (Jeremiah Davies) との婚約が成立し、近く教会において聖婚式を挙げることとなり、挙式に先立ちダマトマス町の牧師、ヘンリー・ホウルズワウス師 (Henry Holdsworth, clerk of Darlington)、「オウトン・ギッフオド村の地主リチャード・ハurrell (Richard Hurrell) 「父親の親しい友人と推定される」と妹メアリーを立会人として、かつ受託者として、ドロシーの不動産 (妹と均分相続しているが、分割できない部分は半分) と動産とを譲渡するための証書を作成したのである。

証書の形式は「三通作成の契約書 (a tripartite indenture)」というもので、ドロシーを甲とし、シモナイマを乙とし、立会人三名を丙として、それぞれが署名、捺印している。

その契約内容は、以下のようである。

(1) 花嫁のドロシイは、花婿のジェレマイアの同意のもとに、ドロシイが妹のメアライとともに父から相続した物的財産を十リングという名目的な価格で、聖婚式前に三名の受託者に譲渡する。ドロシイの単独かつ独立の使用となるべく、ドロシイの書面による指図に従つてのみ、これらの不動産からの収益が消費される。

(2) ドロシイの夫が死亡した場合、三名の者は、ドロシイ、あるいは二人の直系卑属の相続人（二人の間に生まれた息子、あるいは娘）、そのいずれも欠く場合には、彼女の法定相続人、すなわち妹のメアライに、彼女の物的財産を譲渡する。

ドロシイが夫より先に死亡する場合には前記の不動産は五百年にわたり三名の者に与えられ、二人の直系卑属の相続人のために信託され、直系卑属を欠く場合には、ドロシイの遺言によつて指定された者、あるいは法定相続人のために信託されるものとする。そして、夫には二百ポンドを、嫁夫産不動産権の代わりとして与えることとし、ドロシイの人的財産（動産）を処分してこれに充てる。もし動産の売却によつて二百ポンドが調達できない場合に、三名の者は前記の物的財産（不動産）を処分するか、あるいは担保として借金し、調達することができる。二百ポンドの支払が完了した時点で、五百年という期間は無効となる旨が取りきめられている。

(3) 花嫁ドロシイは花婿ジェレマイアの同意のもとに、彼女の人的財産（種々の債権証券、その他の特有調度品）一切を三名の

者に譲渡し、ドロシイの「単独にして、かつ独立した使用」に充てる。しかし、付表に列記された「妻の特有財産、家財道具、什器については例外とし、婚姻期間中は夫も使用することができ、通常の使用による消耗についての責任を免ずることが合意されている。このことは、夫が妻の所有にかかる牧師館で生活することが前提とされている。この付表には鍋、釜、皿、小鉢にいたるまであらゆる物が、各部屋ごとに記載されている。

しかし、証券、債権、その他の動産の管理、運営の一切は、三名の受託者に委ねられ、ドロシイの指図に従つてその収益は処分されることが取りきめられている。

(4) 夫のジェレマイアが死亡した場合、すべての人的財産はドロシイに引き渡されることが信託されている。ドロシイが死亡した場合、家財道具、什器は、夫の使用に委ねられる。前述のように、その他の人的財産を処分して得られた二百ポンドの正貨が夫に支払われ、なお、残余があれば、ドロシイの遺言に従つて遺贈されることになる。

そして、人的財産の管理、運営はすべて三名の受託者に委ねられ、特に公私の証券株式への有利な投資が認められている。

(5) 花婿のジェレマイアは、聖婚式の後に、出身地のウェイルズのカァマアセン (Carmarthen in Wales) において開催される州裁判所で、二か村にあるジェレマイアの父の不動産を継承財産に設定する手続きを行うことを約している。たとえ僅かであっても、夫の財産が、確実に二人の直系卑属に継承されるよう

に手配されている。

さらに、ジェレマイアは、三名の者に、聖婚式後一年以内に、正貨あるいは動産、債権の形で五百ポンド相当額を引き渡し、ドロシイ、ジェレマイア両人の同意のもとに単純封土権の土地、ないし動産、不動産権を購入することを約している。これは、寡婦産分である。

(6) 最後に、花婿のジェレマイアは、花嫁に四輪の遊覧用馬車と二頭の馬、一人の御者を提供することを約している。

以上概観してきたことから明らかなように比較的裕福な地主の娘とそれほど裕福でない若い牧師との結婚に当たっての財産に関する契約である。コモン・ロー法上の権利関係が総てみだされ、しかも、妻の財産については、夫の自由にならないように万全の手立てが取られている。

(8) この証書は、『婚姻に先立つドロシイ・レーンの不動産及び動産の譲渡』と題され、大判の羊皮紙五枚に認められたもので、その全文は以下に収録されている。鶉川馨「十八世紀英国における婚姻契約」『立教女学院短期大学紀要』第八号、一九七六年、二六一―二九三頁。

参考文献

鶉川馨「十八世紀英国における婚姻契約」『立教女学院短期大学紀要』第八号、一九七六年。

栗原真人「婚姻継承財産設定の歴史的意義をめぐって」『香川法

学』第一巻、第一号、一九八二年。

栗原真人「ボンフィールド L. Bonfield の婚姻継承財産設定研究について」、『阪大法学』第一三三・一三四号、一九八五年。

栗原真人「社会史からみた近代イギリスにおける家父長制家族」(一・完)『香川法学』第四巻、第三号、一九八五年。第七巻、第二号、一九八七年。

川北 稔「名譽革命期地主社会の変容とマリジ・セツルメントー「ハ・バカク・テーゼ」をめぐる諸学説」村岡健次他編『ジエントルマン・その周辺とイギリス近代』ミネルヴァ書房、一九八七年、所収

Amy Louise Erickson, Common law versus common practice: the Use of marriage settlements in early modern England, in: *Economic History Review*, 2nd ser. Vol. XLIII, No. 1, 1990, pp. 21-39.

(立教大学・イギリス社会経済史)